

こんな相談を頂いています！

R6. 3月4月の相談より 抜粋



*QAでは「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただいています。

回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけを載せています。

Q

事前に本人が病院(主治医)に電話し、了承を得たうえで訪問介護のヘルパーが薬を受け取りに行くことは、介護保険サービスとして算定できるか？

A

老計 10 号厚生労働省(平成 12 年 3 月 17 日)の生活援助 2-6 買い物・薬の受け取りに該当するので、算定できます

Q

夜間の見守りを家政婦に依頼しているケースで訪問介護サービス(生活援助)と時間が重なっています。訪問介護サービスの介入時に家政婦が在室していることは問題ないでしょうか？

A

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせる場合、サービス内容の区別がきちんとされていることと、同時時間帯に重なっている場合は介護保険サービスが必要な根拠を明確にしておく必要があります。

Q

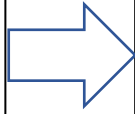
コロナ 5 類移行、臨時的取り扱いが終了になりましたが、退院・退所加算については病院側から面談を断られるケースがあり、電話で対応をしています。このような場合、加算の算定はできないのでしょうか？

A

現在はコロナ禍の特例措置が解除されていますので例外はなさそうです。しかし、現状の現場の声は公の場に届けていきたいと思います。

Q

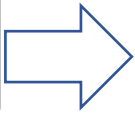
要支援1の方の通所型サービスの一か月の利用回数は週に1回と決められていますか？

**A**

要支援の方の利用回数は、月の週の数や曜日に関係なく利用ができます。週に一回と限定されるものではなく、要支援1の方は月に5回まで、要支援2の方は月に10回までの利用となります。

Q

要支援の方の利用票の交付も三か月に一回で良いのでしょうか？

**A**

条例の中に利用票の交付について明確な記載はありませんでしたが、利用者の希望、各地域包括支援センターの判断などによると思われますので担当の地域包括支援センターに聞いてみてはいかがでしょうか。

ご相談者様からの声



ケアプラン事例で不明点はグーグル AI 検索で調べていますが、なかなかうまくヒットしません。川崎市介護支援事業所のようなご対応をしていただけると非常に助かります。



普段の業務の中で「こういう時どうしたらいいの？」と思うことや、複数の人に尋ねて返答が微妙に違っていたりする時に自分はどうすればいいのかと戸惑うことがあります。そういう時に知恵袋の皆さんの力をお借りして、振り返り、一歩踏み出すことができます。